

西栗倉村子育て支援の場
基本設計・実施設計業務

仕 様 書

西 栗 倉 村

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

本仕様書は、西栗倉村が施工する、西栗倉村子育て支援の場整備工事に伴う基本設計および実施設計業務に適用する。

第2条(業務の目的)

本業務は、地耐力調査・基本設計・実施設計を行うものである。

第3条(業務の場所)

設計予定位置は、岡山県英田郡西栗倉村大字影石4番地とする。

第4条(作業計画書の作成)

受託者は、契約後1週間以内に作業計画書を作成し、監督員に内容説明を行い、承諾を得なければならない。

本設計作業のための土地立入申請は、発注者で行うが受託者は、土地立入前及び作業終了後は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第5条(疑義及びその他)

本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 設計条件 第

6条(適用する図書)

本業務の設計の基本事項に関しては、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(最新版)による。その他定めのない事項については、別途監督員と協議を行い決定するものとする。

第7条(設計条件)

(1)設計基本条件

- i) 敷地所在地： 岡山県英田郡西栗倉村大字影石4番地
- 敷地面積： 2,910 m²
- 都市計画区域： 区域外
- 垂直最深積雪量： 0.85m

- ii) 計画施設概要(別紙現況配置図参照)

別添工事概要書による

- iii) 建築条件

別添工事概要書による

- vi) 全体事業スケジュール

別添工事概要書による

vii) 事業費

総工事費	289,000千円以内 (税別・既設建物解体撤去・外構整備費含)
基本設計実施設計費	9,800千円以内 (税別)

viii) 村内産木材の概要と木材利用方針

別添工事概要書による

ix) その他計画条件

下記資料の内容を十分に把握の上、計画にあたること

- (1) 第5次西栗倉村総合振興計画
- (2) 西栗倉村教育振興基本計画
- (3) 西栗倉村内の公共建築物における西栗倉産材等の利用促進に関する方針
- (4) 西栗倉村百年の森林構想
- (5) 西栗倉村環境モデル都市アクションプラン
- (6) 西栗倉村子ども計画(次世代育成支援対策地域行動計画)

※各種計画は村ホームページのお知らせにリンクを貼っています。

[トップページ](#) > [お知らせ](#) > [「西栗倉村基幹施設子育ての場設計業務」プロポーザル方式設計者選定の実施](#)

以上

第 8 条 (仕様書・参考文献)

本業務に適用又は準用する仕様書・参考文献等の取扱注意事項は、次のとおりである。

- (1) 設計作業に適用又は準用する仕様書・参考文献等は、下記によるものとする。なお、記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に監督員の指示を受けるものとする。
- (2) 仕様書・参考文献等の使用の優先順位は、監督員の指示に従うものとする。

仕様書・参考文献

区分	名称	発行所等
歩掛 数量	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事積算基準の解説(建築・設備)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事内訳書標準書式	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
設計	建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	建築設備設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
諸経 費	公共建築工事積算基準の解説(建築・設備)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
共通 仕様 書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部

- (3) 木造建築部分については以下の仕様書を参考とする

木造計画・設計基準 (平成 23 年度) 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 木造建築工事標準仕様書(平成 22 年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

第3章 業務仕様

第9条(設計作業項目及び数量等)

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

- (1) 準備作業
基本となる施設内容及び積算方法等について、監督員と十分な打ち合わせを行うものとする。
- (2) 作業項目
別紙「第一期工事実施設計業務一覧」に示す業務内容及び、業務遂行に当然必要と考えられる付帯業務一式。

第10条(設計作業の留意点)

設計作業上、特に留意する点は次のとおりである。

- (1) 設計に当たっては、必要な機能及び安全で所要の耐久性を有する共に、維持管理・施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機によって計算を行う場合は、そのプログラムと使用機種について事前に監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 仕様書・参考文献並びに受託者が有する資料等を適用又は準用した場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 数量・金額の積算と端数根拠は、「公共建築工事積算基準」に基づき行うものとする。
- (5) 資材・機材単価は、①建設物価、積算資料 ②製造業者、専門業者の見積価格または定価表の順で単価を採用するものとする。
- (6) 歩掛りは、第8条に示すものを使用するものとする。ただし、これに記載のない場合は、関係団体・協会等が独自に作成している歩掛を使用するものとし、使用するまでに監督員の承諾を得るものとする。
- (7) 下記の条件を配慮し設計するものとする。
 - i) 基本設計を基に設計を進めること
 - ii) 設計業務に当たっては、事業関係者と十分な協議を行うこと
 - iii) 設計段階での協議において、関係者による設計変更を求められた場合は、基本設計に準ずる別案の提示を求める場合がある。
- (8) 本業務において知り得た事項は、信義誠実の原則のもと他に漏らしてはならない。
- (9) その他設計及び積算において、疑義が生じた場合は監督員の指示に従うものとする。
- (10) 当該設計段階では、本町が指定する木材調達に関する専門家との調整を図りながら業務を遂行する。
- (11) 村有林材の伐採に必要な建築部材長を記した部材数量概算書の提出を求める。その時期は、事業工程表の記載時期とする。
- (12) 当該施設計画に関する建設委員会による検討会を基本設計段階に3回程度実施の予定である。主任技術者及び作業担当者の出席を求める。

第4章 打ち合わせ

第11条(打合せ協議)

受託者は、下記の作業段階において監督員及び監修者と十分な打合せ協議を行うものとし、その記録は書面に残すものとする。

- (1)出席者 主任技術者及び作業担当者
- (2)時 期
 - i) 業務着手時
 - ii) 成果品取りまとめ段階
 - iii) その他打合せを必要とするとき

第5章 成果品

第 12 条 (成果品)

提出すべき成果品は、以下のものとする。

	項目	細目	必要数量
1	実施設計図 (意匠)	図面リスト	
		計画概要	
		敷地案内図	
		特記仕様書	
		仕上表	
		面積表及び求積図	
		配置図	
		平面図(各階)	
		立面図(各面)	
		断面図	
		矩計図	
		展開図	
		天井伏図(各階)	
		平面詳細図	
		建具表	
		部分詳細図	
		家具詳細図	
		サイン計画図	
		工事費概算書	
		各種計算書	
その他確認申請に必要な図書			
2	実施設計図 (構造)	特記仕様書	
		構造基準図	
		伏図(各階)※木造部は、プレカット加工による部材長が明記された図面とする	
		軸組図※木造部はプレカット加工による部材長が明記された図面とする	
		部材断面表	
		部分詳細図	
		構造計算書	
		工事費概算書	

		その他確認申請に必要な図書	
3	実施設計図 (電気設備)	特記仕様書	
		敷地案内図	
		配置図	
		器具表	
		受変電設備図	
		非常電源設備図	
		幹線系統図	
		電灯、コンセント設備平面図(各階)	
		動力設備平面図(各階)	
		通信・情報設備系統図	
		通信・情報設備平面図(各階)	
		拡声設備系統図	
		拡声設備平面図(各階)	
		火災報知等設備系統図	
		火災報知等設備平面図(各階)	
		インターホン設備図	
		防犯設備図	
		その他設置設備設計図	
		屋外設備図	
		工事費概算書	
		各種計算書	
その他確認申請に必要な図書			
実施設計図 (給排水衛生設備)	特記仕様書		
	敷地案内図		
	配置図		
	器具表		
	給排水衛生設備配管系統図		
	給排水衛生設備配管平面図(各階)		
	消火設備系統図		
	消火設備平面図(各階)		
	ガス設備系統図		
	ガス設備平面図(各階)		
	灯油設備系統図		
	灯油設備平面図(各階)		
	その他設置設備設計図		

		部分詳細図	
		屋外設備図	
		工事費概算書	
		各種計算書	
		その他確認申請に必要な図書	
	実施設計図 (空調換気設備)	特記仕様書	
		敷地案内図	
		配置図	
		器具表	
		空調設備系統図	
		空調設備平面図(各階)	
		換気設備系統図	
		換気設備平面図(各階)	
		その他設置設備設計図	
		部分詳細図	
		屋外設備図	
		工事費概算書	
		各種計算書	
		その他確認申請に必要な図書	
	実施設計図(昇降機等)	特記仕様書	
		配置図	
		昇降機等平面図	
		昇降機等断面図	
		部分詳細図	
		工事費概算書	
4	数量明細書	※木造部分の部材数量は、プレカット加工図による木拾い同程度の精度を必要とする。また、数量明細書には部材必要本数の明記を求める。	
5	設計書・単価根拠		
6	申請図書	確認申請書	
		福祉のまちづくり条例届出書	
		省エネルギー法申請書	
		景観条例届出書	
		その他関係法令準拠のための申請書	
		※事前折衝および申請業務を含む	
7	地耐力調査書	建築物の構造に相応の地耐力調査を実施し、調査結果に基づいた構造計画を行うこと	

8	外観パース		4面以上
10	内観パース		4面以上
11	会議議事録・打合記録	全会議のまとめ	
12	監督員が指示するもの		

※ 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある

第 13 条（装丁等）

成果品の装丁等は、下記によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避け、やむなく分冊を行う場合は内容の区分を配慮して行うものとする。
- (2) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。また、図面は図面箱に、原図は図面筒に入れて提出するものとする。
- (3) 設計書はExcel・Wordデータに設計図はJWW・JWC・SFC・DXFキャドデータにしてDVD・CDRに記録し提出する。

第6章 実施設計に係る業務体制

第 14 条（監修者への確認・協議・調整）

- (1) 本業務は、監修者による監修のもとに行うものとし、工事区分毎の実実施設計作業及び管理業務が全体計画と整合性を確保して実施されるよう、監修者へ確認・協議・調整を行い進めるものとする。
- (2) 監督員の指示、承諾、検査等に係る内容については、あらかじめ監修者の確認を受けること。
- (3) 設計に関する管理、監修等、業務の実施体制の流れは別紙「実施設計に係る業務体制」に示す。

以上